

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画小山町馬場地区地区計画を次のように決定する。（2000年2月3日町田市告示第238号）

名 称		小山町馬場地区地区計画	
位 置		町田市小山町字二号、字三号及び字四号各地内	
面 積		約5.6ha	
地区計画の目標		小山町馬場土地区画整理事業により、公共施設の整備が行われた区域について、その事業効果の維持増進と、良好な居住環境の形成、保全及び土地の計画的利用を目標とする。	
区域の整備 関する開 発方針及 び保 全に	土地利用の方針	低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境の形成を図るとともに、緑豊かな潤いのある街並みを形成するため緑化を推進する。	
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備された道路網と公園・緑地について、その維持と保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	住宅地として良好な環境の形成と保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。また、緑豊かな街並みの形成のため、垣又はさくは、生け垣やフェンスなど透視可能なものとするよう努めるものとする。	
地 区 整 備 計 画	位 置	町田市小山町字二号、字三号及び字四号各地内	
	面 積	約5.6ha	
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 診療所(入院施設のあるものを除く。) 4 上記に掲げる建築物に附属するもの 5 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めたもの
		建築物の敷地面積の最低限度	145㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上でなければならない。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき 3 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき

「区域は計画図表示のとおり」  
理由：良好な住環境の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。